

米軍人による道路交通法違反（酒気帯び運転）等に対する意見書

去る1月12日、うるま市与那城屋平の海中道路において、米海軍兵上等水兵（ホワイト・ビーチ所属）が、道路交通法違反（酒気帯び運転）及び過失運転致傷の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

被疑者である上等水兵は、酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転した上、海中道路を逆走して対向車に正面衝突し、運転手と同乗者に傷害を負わせた。

在日米軍は12月5日、米兵による事件・事故を防止するため導入しているリバティー制度（米軍施設・施設外での飲酒時間や外出制限）を緩和して以降、道路交通法違反（酒気帯び運転）をはじめとする事件が頻発している。

本市のみならず沖縄県内においては、米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、市民・県民に不安を与えており、「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」が形骸化し、根本的な解決に繋がっていないことは、極めて遺憾である。

本市議会では、事件・事故が発生するたびに、関係機関に抗議・要請しているが、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民・県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪と完全な補償を行うこと。
2. 事件の再発防止、綱紀粛正を徹底的に実施すること。
3. 米軍人に対する国内法（道路交通法等）の教育の徹底強化を図ること。
4. 勤務時間外行動指針（リバティー制度）を効果あるものにすること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年2月6日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長